

平成 29 年 8 月 18 日

答申第 1 号（平成 29 年度諮問第 1 号）

甲良町長 北川豊昭 様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会
会長 高橋 進

答申

1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という）の結論

甲良町長（以下、「実施機関」という）は本件審査請求の対象となった公文書について、実施機関が平成 29 年 4 月 10 日付で行った甲良町情報公開条例（平成 15 年条例第 5 号、改正 平成 28 年条例第 15 号、以下、「条例」という）第 6 条第 2 項第 2 号、第 6 号および第 7 号の規定を理由とする非公開決定（以下、「本件処分」という）を取り消し、別表に掲げる公文書について、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求に至る経緯

(1) 行政文書の公開請求

審査請求人は、平成 29 年（2017 年）3 月 27 日付で、条例第 10 条の規定により、本件対象公文書「平成 29 年 3 月 21 日に開催された甲良町議会総務民生常任委員会で報告された中の『経過書』『顛末書』および『2000 件消去』に関わる決裁書類、対応の経過等を記した書類」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、上記の公開請求に対し、平成 29 年 4 月 10 日付で、本件対象公文書が条例第 6 条第 2 項第 2 号、第 6 号および第 7 号に該当することを理由に非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 29 年 6 月 14 日付で、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）および条例第 15 条第 1 項に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨および理由

(1) 審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、以下のとおりである。

① 条例は、町には町政の諸活動を町民に説明する責任があるとしており、町民の監視と参加による公正で透明な開かれた行政、町民と町の協働による町政を志向するものである。その理念から情報は公開することが原則とされている。

② 条例第 8 条は、非公開情報であっても、公益または行政の公平性もしくは透明性を図る

ために必要があると認めるときは、公開できる旨規定している。

③審査請求人が請求している文書に関わる「2000件消去」問題とは、元職員による公金着服事件に関連し、データ上の未納案件について事実確認作業を進めてきた2000件の作業成果を、ある町職員が消去してしまった問題である。

④元町職員による公金着服事件は、町の収税部局の体制が容易に担当職員が横領でき、かつ、その発見も容易ではないという重大な欠陥を持っていることを明るみに出した。その体制の改革は町にとっての急務であり、町民の信頼を取り戻すために喫緊の課題である。

⑤この件のように、町の重要な新しいデータが消去されたことは異常事態であり、その事態の内容を把握し、税金着服問題の解明へのデータ消去の悪影響を最小限にとどめるための方策を講じ、データ消去の原因を解明し、再発防止策を講じることは町として最重要の課題である。

⑥町にとって極めて大きな問題である税金着服問題と密接に関わり、IT時代の町の業務の根幹に関わるデータ消去問題についての情報は、町の行政機構の適正化のための重要情報であり、条例の理念である町民による行政監視、行政の透明性の趣旨から公開されなければならない。

⑦実施機関は、非公開決定の根拠として条例第6条第2項第2号、第6号および第7号を挙げているが、本件処分はそれらの条項の要件を以下の理由から満たしていない。

(ア) 実施機関は、非公開の根拠として条例第6条第2項第2号の「個人に関する情報であって」「公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を挙げているが、本公開請求情報は、行政事務処理の経過や顛末についての情報、「2000件消去」についての行政内での対応の経過や決裁状況に関する情報であり、個人に関する情報に該当しない。

(イ) 実施機関は、条例第6条第2項第6号の「公開することにより、公正かつ適正な町的意思決定を著しく妨げるおそれがあるもの」を非公開の根拠として挙げているが、本公開請求文書は「意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報」ではなく、事実経過に関する情報である。また、本公開請求文書が公開されても、データ消去の事実経過や町の対応経過が明らかになるに過ぎず、このことにより、「公正かつ適正な意思決定を著しく妨げる」ことはありえない。公開された情報を見た審査請求人が、町のデータ管理の機構やその改善について、また、事実経過のさらなる調査について意見を述べることは、町的意思決定に対する不適正な圧力でもない。

(ウ) 実施機関は、条例第6条第2項第7号の「公開することにより、人事管理を適切に実施する上で支障が生じるおそれがあるものとして非公開」を根拠に挙げているが、本公開請求情報は同号の規定する「人事管理」に関する情報に該当しない。本公開請求情報は、「2000件消去」の事実経過において、特定職員の業務上の故意または過失に関わる内容を含んでいるとしても、当該情報は懲戒権の行使のために収集された資料ではなく、条例の規定する人事管理に関する情報には該当しない。また、万一、本公開請求情報が人事管理に関する情報にあたり解されるにしても、実施機関はいかなる点で条例第6条第2項第7号に規定する「著しい支障」があるのかを説明していない。

⑧以上の点から、非公開には理由がないのであるから、非公開決定を取り消し、審査請求人が求める情報を公開することを求める。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

本件対象公文書が、個人の名前で出された経過書および顛末書であり、そこには個人的な感情の表明である謝罪の言葉が記されている。また、人事管理にも関連する文書である。さらに、「2000件消去」問題の途中で作成された文書であり、未成熟な文書ゆえに、公開することにより町民に誤解や混乱を与える可能性がある。

以上の理由から、条例第6条第2号第2項に規定する「個人に関する情報」であること、および同条第2項第6号に規定する「町の機関内部または町と国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定を著しく妨げるもの」、並びに同条第2項第7号「人事管理」に関する情報であって、「公開することにより、当該事務事業または将来の同種の事務事業の公正または円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当すると判断したため、非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、その第1条に明記されているように、「町民の知る権利を保障し、町政の諸活動を町民に説明する責任を全うするため、町の保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、町政への理解と信頼を深め、町民の監視と参加による公正で透明な開かれた行政を一層推進し、もって町民と町との協働による町政の進展に寄与することを目的としている」。条例は原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど町民全体の利害を害することがないように、原則公開の例外として限定列挙した非開示の事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳格に解釈して、以下のように判断する。

(2) 条例第6条第2項第2号（個人情報）について

同号は、「個人に関する情報であって」、「特定の個人を識別できるもの」について、「または特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、一定の場合を除き非公開とすることができるとしている。これは、個人に関するプライバシー等の人権を最大限に図ろうとする趣旨である。

(3) しかし、同号は個人に関する情報であっても、イ「公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名および当該職務内容に係る部分」はなお公開すべきであるとしている。

本件対象公文書で特定される個人は公務員であって、本件対象公文書には公務員の職務の遂行に係る記載があるので、かかる部分は公開しなければならない。

但し、本件対象公文書には、公務員の職務内容に係るとはいえず、かつ公開により「個人の権利利益を害するおそれがある」と認められる記載もあるため、その部分は非公開とするのが相当である。

(4) 条例第6条第2項第6号（意思形成過程情報）について

本号は、行政の透明性と住民参加を実現する条例の目的と基本原則に則り、意思形成過程の情報も原則として積極的に公開することを確認しつつ、行政内部・相互間の審議、検討、調査、研究等の情報のうち、その公開によって公正かつ適正な意思決定を著しく妨げる場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

(5) 本件対象公文書は、「2000件消去」問題に関する経過書と顛末書、および「2000件消去」決裁書類、対応の経過等を記した書類である。

そこで、当審査会は、本件対象公文書が条例第6条第2項第6号に該当するか否かを検討するために、本件対象公文書を見分した。その結果、本件対象公文書は、町の職員による重要データの消去の経緯と今後の対策を関係職員が「重要データ削除に関する経過書」と「重要データ削除に関する顛末書」という形で提出したもので、その内容は事実経過と今後の対応策の提案であり、その公開により、町の「公正かつ適正な意思決定を著しく妨げるもの」ではないと当審査会は判断した。逆に、税金着服事件に関連して、「2000件消去」についての経過と町の対応策と検討過程を町民が知ることは、条例のめざす町民の監視と参加による公正で透明な開かれた行政を進めることに適うものであると判断した。

したがって、同号を根拠に本件対象公文書を非公開とすることはできない。

(6) 条例第6条第2項第7号（事務事業遂行情報）について

本号は、町や国の事務事業の内容や性質によって、公開することにより、当該事務事業または将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがある情報を非公開とすることができることを定めたものである。

(7) 実施機関は、対象公文書である「2000件消去」に関して関係職員が提出した「経過書」と「顛末書」の公表により、今後、職員による何らかの事件が起こったときに、当該職員が処分を心配するあまり、正直かつ正確に問題の経緯を説明することをさける可能性を考え、本号に該当すると判断した。

しかし、当審査会による本件対象公文書の見分および実施機関への聴取によれば、本公開請求文書は人事記録ではないこと、また、懲戒権の行使のために収集されたものではなく、あくまで、「2000件消去」問題の経過と顛末を報告するために作成されたものであることが認められるのであって、将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、同号を根拠に本件対象公文書を非公開とすることはできない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関はその判断を誤っているので、非公開決定を取り消し、冒頭1記載のとおり公開すべきである。

6 審査会の経過

当審査会の審議経過は、別紙1「審査会の審議経過」のとおりである。

別表

①平成29年3月15日付、起案者・税務課・〇〇〇〇、起案書標題「重要データの削除に

関する経過について」

②平成 29 年 3 月 3 日付、税務課〇〇〇〇・〇〇〇〇の税務課〇〇〇〇・〇〇〇〇宛「重要データ削除に関する経過書」、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除くすべて

③平成 29 年 3 月 6 日付、税務課〇〇〇〇・〇〇〇〇の甲良町長・北川豊昭宛「重要データ消失に関する顛末書」、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除くすべて

④平成 29 年 3 月 3 日付、税務課〇〇〇〇・〇〇〇〇の北川町長宛「重要データ削除に関する経過書」、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除くすべて

⑤平成 29 年 3 月 3 日付、税務課〇〇〇〇・〇〇〇〇の甲良町長北川豊昭宛「顛末書」

別紙 1 審査会の審議経過

年月日	内容
平成 29 年 6 月 16 日	諮問を受ける（平成 29 年度諮問第 1 号、甲総第 84 号）
平成 29 年 7 月 24 日	審議
平成 29 年 8 月 4 日	答申（平成 29 年度答申第 1 号）

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

職名	氏名
会長	高橋 進
副会長	佐口 裕之
委員	中山 進
委員	上野 初子
委員	藤居 桂三